

●香川県告示第61号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和元年7月12日

香川県知事 浜田惠造

1 施行者の名称

三木町

2 都市計画事業の種類及び名称

高松広域都市計画下水道事業 三木町公共下水道

3 事業施行期間

平成17年10月11日から令和3年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成29年香川県告示第245号の事業地に、三木町大字池戸字宮ノ前、字青木、字中城、字天神、字大塚、字馬場、字上池、字下所、字丁田、大字平木字下所、字上所、大字田中字柳原、大字氷上字藏西、字下氷上、字境渕及び字北福万の各一部の区域を加える。